

□□□-□□□□

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

第 号  
令和 年 月 日  
税務署長 \_\_\_\_\_ ⑩

承認  
却下 通知書（通知用）  
一部却下

現物出資に係る事業用資産についての 相続税 贈与税 額の追加免除申請に対する

令和 年 月 日付で提出があった

租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号  
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の6第15項第1号

承認  
の規定に基づく申請を 却下 します。  
一部却下

- 1 承継会社の名称 \_\_\_\_\_
- 2 猶予中の 贈与税 相続税 の額 . . . . . \_\_\_\_\_ 円
- 3 申請があった再計算した納税猶予分の猶予中 贈与税 相続税 額 . . . . . \_\_\_\_\_ 円
- 4 申請があった剰余金の配当等の額 . . . . . \_\_\_\_\_ 円
- 5 申請があった追加免除 贈与税 相続税 額 . . . . . \_\_\_\_\_ 円
- 6 免除した 贈与税 相続税 の額 . . . . . \_\_\_\_\_ 円
- 7 却下した追加免除 贈与税 相続税 の額 . . . . . \_\_\_\_\_ 円
- ほかに利子税の額 . . . . . \_\_\_\_\_ 円
- 8 却下した税額の納付期限 . . . . . 令和 年 月 日
- 9 却下した理由  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 10 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 . . . . . \_\_\_\_\_ 円

上記7の却下した追加免除 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、至 上記8の納付期限までに 急 同封の納付書に

より日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。

なお、上記8の納付期限までに納付しなかった場合には、上記7の却下した税額に、上記8の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付してください。